

総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案名	(12) 法令外国語訳に係る経費			調査対象 予算額	【参考】平成 25 年度 (調査対象実績額) : 12 百万円		
所管	各府省	組織	—	会計	一般会計 各特別会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

- 平成 16 年度に司法制度改革推進本部において国際競争力強化等の観点から、法令外国語訳の推進が決定された。
- 現在、各府省において、毎年翻訳整備計画を策定し、法令外国語訳が進められている。(翻訳した法令について改正が行われれば、改正部分の翻訳も必要となる。)

(参考) 法令外国語訳推進の業務は、平成 21 年度から法務省が内閣官房から承継し、標準対訳辞書の充実・改訂及びホームページの設置・維持の作業を行っている。

②調査の視点

- 法令等の翻訳の推進が決定されてから 10 年が経過し、準拠する法令用語日英標準対訳辞書の整備等、法令等の翻訳環境が整備されている中で、翻訳経費の低減が図られているか。
- 翻訳の対象法令は、平成 21 年度以降は、毎年、各府省庁において選定され、整備計画を作成のうえ(法務省がとりまとめ)、翻訳が実施されているところであるが、翻訳の必要性の検討は十分なされているのか。

【調査対象】 本府省庁 19 先
(翻訳整備計画策定府省庁に限る。)

※ 平成 20 年度までの対象法令は、内閣の連絡会議の下に設けられた「法令外国語訳・実施推進検討会議」において「翻訳整備計画策定等の指針(平成 17 年 12 月 27 日)」に基づき選定され、翻訳が実施されていた。

③調査結果及びその分析

1. 法令外国語訳の現況について

平成 21 年度から平成 25 年度の法令外国語訳の整備件数及び支出実績総額並びに平成 26 年度の計画件数は【図】のとおり。法令外国語訳の整備件数の中で、改正部分の翻訳件数が占める割合が大きくなっていった。

また、法令外国語訳に係る各府省庁の総支出実績額(【図】: 折れ線グラフ)は、平成 21 年度の 112 百万円に対し、平成 25 年度は 12 百万円と減少傾向であった。

契約形態別の契約件数及び競争性のある契約割合を確認したところ、【表】のとおり、契約件数に占める競争性のある契約件数が増加傾向にあり、翻訳法令をまとめて入札にかけることなどにより、応札者を増やし、競争性を高める取組みを行っている省庁があった。

2. 対象法令の選定について

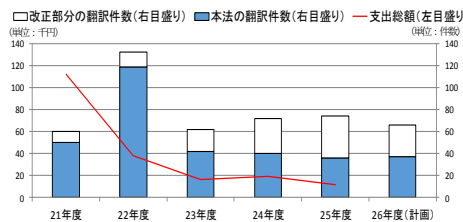
各府省庁の翻訳整備計画策定時の翻訳対象法令の選定にあたり、独自に選定基準を定めている府省庁は無く、検討会議の定めた基準(※)を基に選定している府省庁が 14 府省庁(73.7%)、選定基準によらず、担当課の判断等により選定を行っているものが 5 省庁となっていた。(※参考:「検討会議の定めた選定基準」(法令外国語訳・実施推進検討会議の定めた「翻訳整備計画策定等の指針」))

また、平成 24 年度から平成 27 年度の 4 か年度の翻訳対象法令の翻訳のニーズ調査については、法務省での把握(ホームページへの各種要望等)を基に行っているものが 22.1%、その他各府省庁で把握したものが 22.6%あったものの、特段ニーズ把握を行っていない法令が半数以上(55.3%)認められた。

法令翻訳の具体的な効果について、法務省のホームページ(日本法令外国語訳ベースシステム)のアクセス数を確認したところ、平成 24 年度は 296 法令で約 850 万件、平成 25 年度は 371 法令で約 590 万件であった。平成 25 年度に通年で掲載されていた 295 の法令についての平均アクセス件数は 18,019 件であったが、アクセス件数が 1 万件以下の法令が 115 件(39.0%)あり、そのうち平均アクセス件数の 2 割にも満たない法令が 22 件あった。

(参考) 今回の調査によれば、平成 25 年度までに翻訳済法令数 623 件のうち 423 件(67.8%)が法務省のホームページに掲載されている。(法務省による審査中の法令は除く)

【図】 法令外国語訳の整備件数及び支出総額



【表】 契約形態別契約件数及び競争入札割合

	H21	H22	H23	H24	H25
契約件数	20	11	16	19	21
競争性のある契約 (一般競争・総合評価・全面競争・公募・不発)	5	5	5	7	11
割合	25.0%	45.5%	31.3%	36.8%	52.4%
随意契約(少額等)	15	6	11	12	10

④今後の改善点・検討の方向性

1. 法令外国語訳については、引き続き効率的な執行に努めるとともに、契約の工夫等により、競争性を高める取り組みを検討すべき。

2. 翻訳法令の整備計画策定に当たってはニーズや受益者の実態を十分に把握・検討し、国が翻訳を行う必要のある法令の精査を行うべき。